

第 16 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 4 日)

平成 19 年 9 月 14 日 (金 曜 日)

出席議員 (21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛		
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (1 名)	天文台公園長	黒 田 武 彦	
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き早朝よりお揃いで、ご出席をいただきありがとうございます。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、西はりまの天文台の公園長、黒田武彦氏より欠席届が出ております。

それでは、直ちに本日の日程に移ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

8 番、井上洋文君の質問を許可いたします。

〔 8 番 井上洋文君 登壇 〕

8 番（井上洋文君） 8 番、井上洋文でございます。今回私は 2 点について、町長・教育長にお伺いいたします。保育園・小中学校問題につきましては、同僚議員に答弁がありましたが、聞き漏らした点がありましたので、再度お聞きしたいと思いますので、答弁、よろしくお伺いいたします。

それでは第 1 点目、学校・保育園の問題について質問します。

(イ)としまして、保育園・小・中学校の適正規模についてでございます。過疎・少子化により、町児童数の数は、今後益々減少化に進んでいく傾向にあります。総合計画の中に、適正規模の検討も必要とあるが、今後のあり方としては、保護者・地域の皆さんの意見もよく聞き、配慮は大切ですが、町長・町教育委員会としての方向性はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

1 つ、保育園・小中学校の適正規模はどの範囲、規模は妥当と考えておられるかを、お伺いいたします。

1 つ、宍粟市教育委員会は、小中一環教育としての方向性を決めましたが、もし、実行されるとなれば、佐用町宍粟市組合立の三土中学校は、どのような形態なのでしょうか。お伺いいたします。

1 つ、子どもの学力低下、不登校問題が叫ばれる中、各地で義務教育の 6・3 制を見直し、小中一貫教育の試みが始まっていますが、佐用町教育長委員会としては、小中一貫教育は、どのように思っておられるのか、お伺いします。

(ロ)としまして、放課後児童クラブについてお伺いします。先般、津幡町へ、町長・職員・議員による施設研修を行い、本町としても取り入れるべきことが、多々あったように私は感じて帰りましたが、町長は、児童クラブの取り組みはどのように思っておられるか、お尋ねいたします。

(ハ)としまして、教育改革関連三法の成立と佐用町教育委員会の今後の課題ではであります。全国的にいじめによる自殺や不登校に未履修などの問題が相次いだことをふまえ、教員の質の向上や教育に対する国の責任の明確化などによって、学校現場の充実を目指し、今回、三法が成立しましたが、本町においても、不登校やいじめ等の問題は依然としてお

っており、解決に向けた成果を期待するものですが、主に次の点について、お伺いいたします。

1つ、改正学校教育法の副校長、主幹教諭・指導教諭についての役割はどのようにされるのでしょうか、お伺いします。

1つ、改正教職員免許について指導が不適切な教員の認定は専門家や保護者の意見を聞いてとあるが、意見が偏ることは無いのでしょうか、お伺いします。

1つ、改正地方教育行政法について教育委員に保護者を選ぶことを義務化とあるが、誰がどのように選ぶのですか。お伺いいたします。

2点目としましては、公営墓地公園の建設について、質問いたします。高齢化が進むなか、墓地の管理が大変だから、管理の行き届いた公営の墓地の建設をとの要望がありますが、町長はいかがお考えかお伺いいたします。

以上2点について、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） おはようございます。後2名の議員の方からのご質問をいただく訳ですけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは、井上議員からのご質問にお答えさせていただきます。まず、保育園の適正規模については、現在の国の基準では定員60人以上を認可の原則としながら、過疎地域などにおきましては定員20人からの小規模保育所についても認可をすることとなっております。集団での保育の中で、園児たちが色々なことを身に付け、健やかに成長するためには、ある程度の集団生活がおくれる人数が必要であるとは思いますが、過疎と少子化の本町では現在20人を切っている保育園が3箇所ございます。もともと、保育園の本来の目的は、「家庭で保育に欠ける児童」に対して行うものでありますが、本町では、幼児教育を行う幼稚園がマリア幼稚園しかありませんので、保育園がその役割も担っております。国においても「地域の状況に基づき」との特例もありますし、各地域のこれまでの長い歴史もありますが、これだけ時代が大きく、時代の状況が変わってくると、当然現在の状況にあった、保育園に変えていかなければならないというふうに思います。しかし、それには、単に園児数や財政負担の軽減だけでの統合だけではなくて、子どもたちの健全な育成をまず第1に踏まえた総合的な考え方で論議を尽くす必要があると思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、小中学校の適正規模についてでございますが、小中学校の規模については、明確な適正規模というものはございません。法制面からは学校教育法施行規則に「小学校の学級数は、12以上18以下を標準とする」との規定がございますが、但し、これは標準であり、1学級の適正人数については明確な根拠は無く、人数が少ない場合は複式学級が認められている状況であります。学校の適正規模を考えるにあたり、将来を見据えて、児童生徒数の推移、学校施設の老朽化への対応としての財政上の問題、地域における学校の適正配置等さまざまな要因があり、適正規模について一概に論ずることはできませんが、まずは将来を担う子どもたちの教育環境の視点を第1に、真剣に検討していくべき課題であるというふうに捉えております。

次の三土中学校及び小中一貫教育につきましては、後程、教育長から答弁させていただきます。

続いて、先般行われました議員研修に私も参加させていただき、石川県の津幡町の学童保育の視察についてのご質問であります。津幡町での学童保育を視察をさせていただきまして、人口規模は、佐用町より多い3万5千人程度、小学校数が10校ということなの

で、本町より児童数は多い中で、6 小学校によって学童保育が実施をされております。津幡町の最大の特徴は、公設民営方式により開設されているということであり、これは学童保育の当初から、自主的に地域が主体となって学童保育に取り組まれた歴史によるものと思われ、優れた取り組みであるというふうに感じました。しかしながら、残る周辺部の4校では、希望児童数の関係からか実施をされておられません。各クラブの運営は、すべて運営委員会に一任、町がクラブに委託し、運営費を助成する形態をとり開設場所としては、学校内が1箇所、専門建屋が2箇所、地域のコミプラの施設が2箇所、民家が1箇所とそれぞれとなっております。各クラブの利用児童数は44人から107人というふうにお聞きしたところです。利用料金は、全クラブを数年前に1ヶ月9,300円に統一し、その内訳として、おやつ代、保険料、父母会費、行事諸費などが含まれているということでありました。保育の内容は、各運営委員会で作成され、実態としては、父母会が中心となって決定をされておりますし、指導員の確保についても、若い人が確保できる地理的な要件も持たれております。指導員の賃金は、月額が15万円程度。6クラブ全体の運営費は、4,700万円、県より約3分の1の補助を受けておられます。全体的な感想としては、行政と保護者の役割分担が明確にされ、地域を挙げて支援されていることに感心をさせられました。本町でも、今後取り組まなければならない課題でありますので、十分に参考にさせていただき、行政・学校・保護者・地域が一体となった取り組みを検討させていただきたいと思っております。

次に、公営墓地公園の建設の件について、お答えをいたします。

兵庫県では、墓地等に関する基本的な考え方として、個人所有の墓地を移転することや新設することは認められておらず、墓地の経営は地方公共団体、若しくは一定の基準を満たす財団法人及び宗団法人に、特例として認められております。現状で、町営墓地には空きがありませんし、ご質問のように、墓地の取得また特に高齢化のなかで、維持管理に苦勞されている方が多くいらっしゃることは私も認識をしております。そのため町内にも公営墓地、町営墓地の必要性を感じているところであります。しかしまた私は、この町内対象だけでなく、これからは、全国的にも墓地の必要性が高まっているのではないかとこのように考えております。と言いますのは、現在の家族のあり方は、核家族化をしております、お墓も家としてのお墓でなくて、家族の墓が求められているのではないかとこのように思います。私たちのような団塊の世代が、これから高齢化に向かうなかで、良好な環境の墓地を安価にまた管理を、墓地の管理を責任を持ってされる、安心できる墓地の提供ができれば、多くの需要があるのではないかとこのように思います。お墓は家族のつながりのシンボル、核でありまして、お墓には必ず家族がついております。そのお墓を通して、そこに大きな交流が生まれ農業や商業への効果も期待できるのではないかとこのように考えております。そういう観点から、町内にも墓地に適した土地もあるというふうにご考えておりますので、今後町の活性化策の一つの策としても検討すべき課題であるというふうにご考えておりますので、今後また色々と検討しながら、皆さんにも報告をし、また、ご意見もいただきたいというふうにご考えております。

以上、私のこの場での答弁とさせていただきます。後の課題につきましては、教育長に答弁をしていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 教育長。答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、私の方から3点につきまして、答弁をさせていただきます。

宍粟市教育委員会が、小中一貫教育としての方向性を定めているなかで、組合立である

三土中学校の今後の扱いについてですが、三土中学校区の宍粟市立小学校が統合されるような状況がうまれたり、さらに学校の校舎等々の問題、このようなことがですね、ごく近い将来に考えられるということであれば、対応を検討していく必要があると考えております。次に、小中一貫教育についてですが、誠真的にこの一貫教育に取り組んでいるところでは、その目的を柔軟で系統性のある教育活動を実現していくこととしております。小学校と中学校の教育課程の無駄を省き児童の発達、能力に合わせた教育が望ましいと考えから、実施してる訳ですが、かつては私立学校がほとんどでしたが、近年は公立学校でも行われております。小学校の高学年の段階から中学校のような教科担当が指導に当たり、小中のギャップを少なくし、効率の良い教育を行おうとするものです。しかし、現実には、この教育効果を期待しながらも児童生徒の減少傾向が進んでいくなかで、その地域における学校の収容能力を踏まえた適正規模、適正配置、通学距離等々様々な要因を考え、この一貫教育、または単なる小中学校として取り組んでいるような現状もあります。また、小学校から教科担任制を行うには、規模の大きな小学校で、各教科を専門にしている教師が配置されていることが必要であります。佐用町内の小学校では、現在では学校が、規模が小さいため、極めて今現在では難しいと考えております。以上のことから、佐用町では、小中一貫教育の教育目的は理解できても、本町に今すぐに小中一貫教育を取り入れるという考えは今のところは持ち合わせておりません。ただ、今後学校の適正配置等の観点からの考え、検討する必要はあると認識してるところであります。

次に、教育改革関連三法の成立と今後の課題についての、ご質問にお答えします。

まず、改正学校教育法における副校長の役割ですが、これは、校長を助け、命をうけて、公務を司る。校長の職務遂行に必要な状況を提供し、意見を述べ、校長の方針に基づいて公務を処理していくということです。主幹教諭は、校長、括弧して、括弧ですが、副校長があれば、副校長も含むということですが、校長・教頭を助け、命を受けて、公務の一部を整理するとともに児童生徒の教育等を司るとなっております。これらの職は、置くことができる事となっており、副校長は、校長と教頭の間置かれる職となります。この場合、教頭は校長・副校長を助けるということになります。ちなみに、校長は公務を司り、所属職員を監督する。教頭は校長を助け、公務を整理し、及び必要に応じ、児童生徒の教育を司るとなっております。

次に、指導が不適切な教員の認定にかかわって、専門家等の意見が隔たらないかというご質問ですが、まず、認定は任命権者である、兵庫県教育委員会が行います。本県では、その認定を行う判定委員会の構成として、医師・弁護士・保護者、これは未成年者の子を持つ保護者です。大学教授、臨床心理士、元校長等々となっております。この判定委員会は、校長の報告とあわせて、対象教員の意見書を添付し、提出することとなっております。その上で、判定がなされる訳ですが、判定員の公正な意見が出されるものと確信しているところです。その結果として、意見が同一になる場合もあるでしょうし、色々な意見が出る場合も予想されます。いずれにしましても指導力不足の教員は、認定された場合、児童生徒に大きな悪影響を与えるものであり、児童生徒のことは勿論対象教員自身の将来を考えるとき、この分権制度を的確に運用していくことが必要であると認識しております。

次に、教育員の選任についてですが、平成20年4月1日より教育委員に未成年者を子に持つ保護者を選任することが、このたびの法改正で義務化されました。教育委員の任命は、地方公共団体の長である、町長が議会の同意を得て、任命することとされています。従って、選任していくのは、町長ということになります。勿論町長の指示により、教育委員会が対象者に働きかけていくというようなこともあるかも知れませんが、以上、答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 保育園・小学校通じてなんですけども、先程町長の答弁がありました、その保育園についての統廃合についての、一番の、やっぱり視点というのは、教育環境の視点、また子どもの健全な育成の視点ということを、さっき答弁ありましたけれども、今日の神戸新聞見ましたら、姫路市が幼稚園を統合するというような、記事が載っておりますけれども、確かに子どもの環境の視点から、私も当初は地域の学としての、その保育園、小学校というのは問題があるということで、地域の視点からということ、最重要に捉えてその中で、子どもを育てていくという、地域をあげて育てていくという視点から、この統合についても慎重でなければいけない。というように、このように認識しとった訳なんですけども、先ほどの神戸新聞、また、その教育環境、教育のこの効果な面、教育格差ということがよく言われるんですけども、そういう面から捉えて、教育上望ましい集団活動ができるような、そういう環境を揃えていくということも大切ではないか。このようにも思いますし、また、昨日矢内議員に対しての、矢内議員からの質問もございましたように、財政的な面から、やはり、一人に200万も300万もかかるようなことが、果たしていいのだろうか、これはもう、私も言いたくない問題なんですけども、あらゆる行政改革のなかで、やはりタブー。この領域だけは、タブーだというような、そのもち方をですね、この教育のこの学校統合について、もってあったわけなんですけども、やはりそれでは、この行財政改革というのはいけないではないかと。いうことを最近感じるんですけども、やはり、子どもが大学行きたい。いう場合に、経済的にやはり、負担がかかってどうしても行けない。というようなことで断念する場合もある訳なんですけども、これはやはり、町にあった財政の中で、やはりどのようにしていくか、ということもやはり、考えていくべきではないかと。こういうように思う訳なんですけども、その教育環境とか、先程答弁されました健全な育成というのがですね、今のままで、その反対にできるんかどうかということをお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私は、これだけ少子化の中で、学校の生活、子どもたちが学習し、また皆と共にですね、大きくなっていく。一緒にですね、活動して成長していく。そういう環境としてですね、非常に昔と違って、その、どう言いますか、非常に少ない人数になっておりますから、複式学級のような形態がうまれたり、また子どもたちの、その、例えば小学校6年間で、全く同じままの環境の中でですね、形の中で6年間ずっと過ごしてしまう。そこに大きな変化とか、刺激とか、そういうものが生まれません。そういうことで、どうしても、そこに社会性とかですね、人間関係の豊かさというものが生まれてこない。そういうことに、子どもたちの今、非常に大きな、その昔の環境と比べてですね、マイナスが出てくるのではないかなというふうに感じております。ですから、やはり適正規模ということ、言われておりますけども、教育環境として、どうしても、この学校の規模、少人数の教育がいい、小規模がいいという意見もありますし、その先程私が言いましたような環境が必要だといわれる意見もありするんですけども、しかし、その小規模の少人数教育が目が行き届いて、いいんだと。教育にとってはいいんだという意見はですね、これは、やはり今までの実態、実際の状況から見てですね、これはやはり、考えなおさなきゃいけないなと思います。私も井上議員も一緒に過去、旧佐用町でですね、学校統合、これ

は非常にまあ、いろんな議論をしながら、進めて実際に実行した訳ですけども、その時には、いろんな、そういう意見がありましたけども、あれから 10 年以上経ってですね、そのやはり歴史、実際に行ってきたこれまでのその結果を見てですね、も感じるところです。そういう意味でもですね、やはり子供たちは、一人ひとりが、今大きくなってる訳で、その子どもにとっては、今の時代しかないわけです。そのなかで、やはり、教育、行政としても、しっかりとした教育環境を子どもたちに作る、与えるということはね、やっぱり大きな責任だと思いますから、そういう意味で、やはり早急に、この課題についてはですね、問題については、あの今言いましたような総合的な観点から議論をし、実際の実行に移すべき課題ではないかなというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上洋文君。

8 番（井上洋文君） えっと、まあ。町長答弁ありましたけども、教育長にお伺いしたいんですけど、教育環境、その教育効果の面ですね、今後いろんなその、今スクールカウンセラーが配置されておりますけども、小学校、国はですね、全校の小学校にスクールカウンセラー配置というようなところも、打ち出してますし、今後、食育の教諭の問題、またあの、特別支援教育支援員ですね、今 2 名ですか、町内に配置されてますけども、こういう、その配置等の問題につきましてもですね、やはり、ある程度の基準がなければ、中々その配置がされないというのが現状じゃないかと思うんですけども。そこら教育環境、教育効果の面からですね、教育長としては、どのように考えておられるか。今のままでいいのかどうか、そこらちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育長。答弁願います。

教育長（勝山 剛君） お答えします。教育環境がこのままでいいのか、このことにつきましては、いいとは思っておりません。先程町長が答弁しましたが、小規模がいいのか大規模がいいのか、これは、それぞれ利点はあると思います。しかし、人間としての一番大事な切磋琢磨して、人格を形成したり物事を作りあげていく。こういうことについてはどうだろかと。先程も小学校の統合の問題が具体的な例が出ておりましたが、中学校も昭和に入って、統合されております。佐用郡では 2 校ある訳ですが、やはり、いろんな課題がありました。距離の問題それから場所の問題、それから大勢になって、教育ができないんじゃないかと。というような問題もありました。しかし、私もそのなかの一員として、教育に携わってきましたけれども、やはり 2 年、3 年経つと、やっぱり良さが前面に出てきたと。これは実感しているところです。それともう 1 つ、スクールカウンセラー、これにつきましては、小学校に今のところ配置されてない訳ですけども、校長会また教育長会等々も含めてですね、小学校へのスクールカウンセラーの配置については、早期に取り組むようにという要望も出しているところでもあります。そして議会にも承認を得まして、本年度、スクールアシスタントを 2 名配置しております。先般の議会でも出ておりましたけれども、中安小学校と三日月小学校に配置しております。現在、各学校へ訪問して、いろいろな話を聞きますと、非常に効果があるというように聞いております。なお、これにつきましては、特別支援を要する児童が、割合からすると、ここ 5 年、10 年、どうも増加の傾向にあるように感じられます。そういう意味では、このスクールアシスタントについては、非常に有効に活用させていただいてることをご報告させていただきたいと思っております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 私が言ってるのは、その小規模がいいとか、まあの大規模がいいとかいうことではなしにですね、その町としての方向性、まあのやっぱり決めていかなあかんというのは、これはある程度の規模でですね、このまま推移していくんであれば、やはりあの、これはこれでいいと思うんです。小規模なら小規模なりのやはりいいところがあるし、大規模は大規模なりのいいところがある。これはこのままでいい。しかし、今問題になっていきます限界集落で、はや水根やその若州でも消滅してしまう。この旧、前の町長の衣笠町長、よく私も質問しました時に、答弁としては、やはりその、力があるときに、その集落に力があるときにやはり、手をうたなければいけないということをよく答弁されておった訳なんですけども、しかしそのままになって、はやここ、水根集落にしましても1件、若洲にしても消滅してしまう。というような状況が起きてる。これは町内各集落についてもですね。今後そのような状況になってくるんじゃないかと思うわけですけど。そういう状況のなかで、やはり今の江川にしましても、まあのどこにしましてもですね、段々だんだんと保育所についても、この小学校についても、人数が少なくなっていくと。町としては、ただ統合せよということ言ってるんやなしに、やはり何らかの手をうっていく。幕山の小学校・保育所であればですね、あここにその、町営住宅を建てて、そして、子どもを増やしていくというような、そういう政策が町にあるかどうか。統合しないのであれば、そのような方向にもこれからとっていかなきゃならない。それから、統合するのであれば、どのくらいの規模でやっていくか。先ほど、教育長からお話がありましたけども、その教育効果っていうのは、いろんな面で今のままだもできている状況を言われましたけれども、やはりこれと、先程申したように、費用対効果。学校問題について、費用対効果というのはどうかと思うんですけども。費用対効果とか、行政効率からしてですね、各他の市町村については、はやこの合併と同時に統合の問題を検討している。この神河町等については、お聞きしましたけれども、2町で、中学校1校にしてしまうというような、大胆な改革もやっておると。各統合したところが、そういうような方向性で動いてるというような状況のなかでですね、佐用町としても、いや統合しないけれども、こういうやっぱり、人数の増えるような、そういう行政としての施策をとってるんだというような、そういう、ここらでもう町長きちっとした判断をされるべきじゃないかと思うんですけど。そこら辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう、今井上議員がご指摘のようなですね、はっきりとした、きちっとした計画のもとに、結論が出れば一番いいと思います。しかし、じゃ、学校、人口増やして学校の適正規模なりそういう規模を維持できるかどうか、これをいくら町営住宅を作っても、全体の人口、これだけの広い佐用町内にですね、またたくさん学校ある中ですね、その住む人がいくらでも佐用に住んでもらえるか、これは、全国同じように形で人口が減ってるなかでね、そういうことは、努力はしていかなきゃいけませんし、地域として維持していく努力は必要ですけども、そのことによって将来に対して、学校規模が維持できるというようなことが、打ち出せないのはもうこれは、お分かりのことだと思いますし、ただ、そうなってくると、私は学校、その地域が、力というんか、その地域に

住み続ける一つの要素としてですね、やはり、子どもを持つ親にとって、教育という課題は一番大きな要素だと思っております。ですから、ある意味では、どこに住んでいても、安心して教育が受けれるということが、その地域に今、住み続ける一つの要素にもなっているわけです。過去の利神小学校の時のことを、思いだしてみますと、あの時代、現代と同じように、もう、その限界集落のようなですね、子どもたちが居ない。各集落に子どもが1人、2人でですね、登下校にも困ると。安心して子どもを通わせれない。ですから、子どもを学校に安心して通わせれるようなところでですね、移って、移転したいと。そういうような家庭が結構あったわけです。ですから、その当時の考え方としては、今言われるように水根とか若州に居ても、子どもたちを安心して通わせるような環境を作ることによって、その地域で、皆さんが今までどおり生活できるようにすることも、一つの大きな目的ということで、学校統合によって、逆にスクールバスとか通学をきちっと安心して通えるような状態にしてですね、それによってまあ、そういう周辺、どこに住んでても、教育の安全な教育ということについての保障しようというの、一つの統合をしたときの考え方であったというふうに思っております。そういうことと同時に今社会の情勢から見て、子どもたちの非常にまあ、いろんな課題・問題が起きている状況みて、やはりもっと、豊かな社会性をもった子どもを育てることが将来のやはり、この町、地域を支えてくれる子どもを育てる一番大事なことだと思います。その適正規模といわれるなかで、その決して理想的なことは言えない訳ですけども、少なくとも私は、宍粟市でも言われるように複式学級は解消すると。ある意味ではね、そういうふうなやっぱし、方向性はね、町としても出すべきだと思います。そのなかから、じゃあ、どういうそこに具体的に課題が出てくるのか、そういう具体的に、じゃどこの学校がそういうふうになっていくのか、じゃ、複式学級を解消できる方法としては、どうするんだということもあると思いますけれど、その為にはまた、統合してなり、学校がなくなることによって、じゃその後を学校だけに、その地域の活性化とか地域の一番中心になってきた施設、それに変わるものとしての地域のあり方というものを、どうするかということ、これもまあ、これまで利神小学校の統合のときにも一番議論になって、学校統合というのは、決して学校を一つにして統合するだけじゃなくって、それぞれの地域のあとの、跡地の利用というような形、具体的にはでしたけども。そのことも含めたことを、やはり考えていくのが、学校統合の事業であると、いう位置づけで取り組んできた訳です。そういう経験も活かしながらですね、今の時代の現代の状況にも対応していかなきゃいけないと、いうふうに考えておるところであります。

8番(井上洋文君) よう分からんようになったんですけども、町長言われた、そういう統合の後のですね、そういうものも考えていかなければいけないという今の答弁ももらいましたけども、先程は、教育環境の視点からとか、子どものですね、健全育成への視点が一番だというような答弁もされとったんですけども、それも含めて、今ありましたような答弁が町長の考えということですね。まああの、やはりあの、統合というのは、最終的にさっき申しましたように、消滅してしまう。町長答弁もありましたが、複式になればですね、考えていかなければいけないという答弁ありましたように、これはどうしてもやっぱり考えていかなければいけない問題かと思えますんで、その町民のアンケートとかですね、そういうものに対して、やはり今後やはり進めていただきたいと、このように思います。それでまあ、仮にあの、仮にいうんですか、統合した場合、先ほどちょっと、町長触れましたけども、石井の小学校の統合の問題があって、裁判問題にもなって、私もその同じ集落に住んでおったんですけども、そのことによってもう、住民が悩み悩んでですね、そのことがずっと地域にまだ、今も引きづってるような状況になってしまっているということについてですね、やはり、そういう面からもやはり、町民合意というんですか、やはり、

その地域のやはり合意がやはり必要ではないかと思えますので、その点も慎重にしながらですね、今後のことを一番いい方法を考えていっていただきたい。こういうように思います。小学校・中学校問題については、これくらいにしまして、保育所の問題なんですけども、今回新保育園がですね、佐用にできるわけなんですけども、この保育所の問題につきまして、よくまあ、町民の方からですね、旧佐用町が1本にその保育園がなるのではないかと、というようなまあ、意見も聞く訳なんですけども、昨日の町長の答弁ではですね、これはあの、佐用は佐用だけの、統合するとすれば、長谷・石井・平福ですか、これがまあ、望ましいというような答弁があったように思うんですけども。これあの、やはりあの、石井にしましても、長谷にしましてもまあ、相当やっぱり人数が10人前後になってるような、現状で、これはあの、年にですね、3回か4回、3園で交流をしてると。というような状況なんですけども。これは何故そういう交流をやってるんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、福祉課長。

福祉課長（内山 導男君） 現在、石井、長谷、平福との3園の交流機会をなるべく多くということで、運営しております。これにつきましては、今年度石井につきましては、園児数が12名、長谷が11名という格好になっておりますが、昨年度につきましては、両方とも7名というような状況がありましたので、できるだけ集団の中での保育等も身に付けたいということで、できる行事であれば、3園合同にまた石井と長谷2園の合同行事というふうに組んで、子どもたちの交流なり、お互い競争心等も身に着けるためということで、その交流事業として、実施しております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいか、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 今、答弁ありましたようにこの、できるだけ多くの中でという、交流が年3・4回行われているということなんですけども、これと同時に今回、園の入園式があった時にですね、入園式の時間がですね、長谷と平福と長谷と石井と、ずれて9時からと10時からというような入園式があったというようなことも聞いとんですけども、これやはり、ある程度の規模でですね、しないと、先程質問しましたように教育格差いうんですか、保育園の格差が、やはりあの、できてるのではないかと思うんです。これはやはり、保育園の園児についても、また父兄についてもですね、そういう面からして、やはり負担がかかっているんじゃないかと思うんですけど、そこら、どうですか。

議長（西岡 正君） はい。課長。

福祉課長（内山 導男君） その入園式の時間差につきましてはですね、今年度、長谷と石井を、園長一人が兼務するという形を取らしていただきました。その関係で、入園式ですから、必ず園長が出席してということもありましたし、私も福祉課の方からも参加させていただいたんですが、その関係で時間をずらさしていただいたという形になっております。それから保育の効果という話なんですけど、確かにとりあえず、子どもを保護者の不在の間を預かるという観点だけじゃなしに、先ほども町長答弁にありましたように、いわゆる本町では、すべて幼稚園が対応できておりませんので、就学前の幼児教育というのを、それぞれの保育所で担うことになっております。そのなかで今年度におきましても、長谷・石井

等につきましては、いわゆる年長児、来年小学校へ入る園児が3名というふうな形になっておりますので、子どもを預かるという観点だけじゃなしに、小学校へ無事送りあげていくというんですか、そういう観点のなかからでも、集団的にはもう少し大きな集団が望ましいというふうには思いますが、今現状では、そういうなかで、先程出ました交流事業等を含めながらですね、現在、実施してるというのが実情であります。

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） この3園についてはですね、平福を中心にして、統合もという話が、町長の方からも話がありましたけども、これはどうなんですか、早急に地域の皆さんの意見も聞いてですけども、これ、これだけいろんな問題、いろんな問題言うんですか、こういう不合理な問題、できておるんであればですね、早く統合した方がいいんじゃないかと思うんですが、そこら、財政効率の問題からですね、も含めてもういっぺん町長答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵道典章君） 出来るだけですね、もう今、既に子どもたちがそこで、保育され、また、幼児教育の場としても、子どもたちが成長してる訳ですから、その今の子どもたちにとってもですね、今の状況がやはり問題が私もあるというふうに思っております。ですから、そういう意味でもできるだけ早くね、それは解消できるようにすることが、やっぱり必要であろうというふうに思います。ただまあ、そういう考え方であっても、今言いましたように、地域との住民地域のみなさんの理解・合意というものがまず前提として必要だということです。ただそれは、行政としてはですね、そういう合意形成を得るためのですね、努力をする。まず必要ということで、これは前から園の活動においても、そういう住民にとって、交流をしながらですね、また園の中でもまた、保護者の中でも話し合っほしい。やっぱり実際に子どもを持つ親、そしてそれを運営している職員、園長が一番そこを理解しながらね、ほんとにこれが必要かどうかということをも、考えていく必要があると。そういうところからね、しっかりしていかないと、住民の皆さんの理解は得られないんじゃないかと。いうことを、これは統合、合併以前から、話はしてきたところです。既にそういう活動するなかでね、一つの準備というものが、私はできつつあると思っておりますから、これを一つのまた行政としてのね、課題として、こちらからそういう機会を逆にしっかりと話し合いの場を作っていくという努力、機会をね、やっぱりとるべきだろうと。いうふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） それでは次に、三土中学校の問題なんですけども、これは宍粟市の教育委員会が小中一貫教育についてですね、検討、教育委員会としてはですね、望ましいという判断し、方向性を決めたとのことなんですけども、これあの、最終的にはあの、どうなるかわからないんですけども、教育長として三土中学校はですね、これは組合立になっとう訳なんですけども、教育長としては、その、この佐用町にですね、統合して、その教育を受けさせた方がいいという、その考えか、それとも今のままでですね、そのいっ

たほうがいいか、いう考えなのか、教育面からそこら、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在のところ、個人的な意見は、考えはもっておりますが、この場ではお答え、控えさしていただきたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） よろしいです。その次に、小中一貫教育というのをまあ、宍粟市の教育委員会もですね、検討していった最終的には望ましいことだということなんですけど、この上郡町においても、まあ、そういう意見が出てくるんじゃないかと思うんですけども。どうですか、このいじめの問題等ですね、やはり小学校から中学校へ、その進学する段階でですね、一番、今問題になってるようないじめ等はじめ、問題が起きる可能性が多いんじゃないかと思うんですけども、そこら、この佐用町としてですね、小学校から中学校へ入った場合に、その中学校2年生、3年生と違って、また小学校の5年生までと違って、その6年生から中学1年生の入る段階でですね、そういういじめ等、いろんな問題が起る率というのは、高い訳ですか。現実には、どんなですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 高いとは思っていませんが、確かに小学校の生活から、中学校の生活は大きな変化がある。これは皆さんもご存知だと思います。例えば、部活動。それから、教科担任性、それから選択教科、これはもうだいぶ入っておりますので、メンバーが変わって授業すると。で、まあその、最近、特に本年度も小中連携の管理職研修を各旧町で持ちました。そのなかで特に中学校への入学、これをいかにスムーズにしていくか、こういう課題も、各校長・教頭も持っておりますし、私自身も持っておりますので、そういうことで話をして、できるだけ中学校から小学校へ、教科ですけれども、例えば、数学の先生が算数の授業に行ってみるとか、理科の先生が行ってみるとか、また小学校の先生で、音楽とか、いろんな教科がありますが、中学校へ行っても授業するとか、そういうことをまず、できるところからやってみよう。という前向きな意見はたくさん出ておりました。しかし、非常に近くにある小中が、ひっついていて環境、また離れている環境、そういう点で非常にまあ、無理もありますので、それをできるだけ解消しながらですね、できるところから、そういうスムーズな移行ができるように考えていきたいと思っています。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） やはりあの、姫路市もそうですけども、全体的にですね、小中一貫、まああの、僕はこの学校が一つになって、その中で小学校と中学校がですね、一緒に勉強するという形態か、思ったんですけども、隣接型とか、分離型という、そういう形式もあるってということなんですけども。またこれ、検討していただいたらいいんじゃないかと

思うんです。で、あの、次にですね、この教育三法の改正があった訳なんですけども、難しい内容については、私も分からないんですけども、副校長等がですね、新設されることによって、学校が組織体として有効にですね、機能するということが期待される訳なんですけども、この全体の人数が変わらずにですね、その管理職だけが増えていくというだけでは、現場の教員ですね、その負担・軽減にはならないんじゃないかと、このように思う訳なんですけども、負担軽減にならなければですね、今と全く一緒なんですけども、このこれで学校の現場をですね、その充実することができるかどうか、そこらお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） もし、こういう副校長、それからもろもろの役職の者を配置することになれば、有効に活用しなければならぬと思います。で、現在、佐用町では、本年度から主幹教諭を配置しております。これについては、先程も申しましたように、公務の経験からですね、例えば生徒指導であれば、生徒指導を中心に各教職員を指導したり、そういう立場の者ですけれども、今のところは、まだ半年程ですので、その効果というのが、まだまだ私のところには入ってきておりませんが、校長に聞きますと、それぞれの役割分担をして、学校の運営としては、支障はないと。前向きに進めていると。そういう事は聞いております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上洋文君。

8番（井上洋文君） それではあの、最後のこれあの、放課後児童クラブについて、まあ、この視察に行き感じたことは、やはりある程度の大きなところでですね、やはり、きちっとした、委託形式にせよ、また直営にせよですね、ある程度の大きな規模でないと、なかなかこれ難しい、きちっとしたものができないんじゃないかというように感じた訳なんですけども。今回佐用に新保育所ができてですね、保育園ができて、いろんな子の子育て支援、ママプラザもですね、あそこへ移動するんですか。一緒に子育てについての1つのセンターとするということなんですけども、やはり、こういうものが、旧佐用町の中心にできればですね、益々やはり北部の保育園に通っている子ども、また、旧町ですね、他の園に通っている子ども等については、やはり何かその、格差ができるんじゃないかという不安もある訳なんですけども。そこらのこと、また聞いたら、おんなじような答弁になるんで、そういうまあ町民のですね、思いはあるということだけ、認識していただきたいんですけど。最後のですね、墓地の件について、お聞きたいんですけども、この墓地は勝手にですね、どこでもどんどんその、墓地を自分の好きなおこへ作っていくということは、本来からしたら、これ出来ない。宗教法人か、この役場また集落ですか、そういうところでないと、やはりこの墓地は出来ないということらしいんですけども。これまあ、先程答弁があったように、やはり高齢化してですね、段々集落の人口、少のうなっていく。私らもそうなんですけども、隣の方もその隣の方もいっしょらなくて、墓の掃除をしてくれへんかという事で、よく請け負ってですね、今まででしたら、親父がやっておったんですけども、なかなかその、実際問題として、私ら忙しいなかで、その墓地の管理もできない。荒れ放題。大体墓地というのは、家の近くと違って、ちょっと離れたところに、昔からの墓地というのは、作ってあるということ、なかなか、墓地の管理ができないと

ということなんで、何とかその公営で墓地をしてもらえないかという話もあったりですね、また現在は都会、またこの佐用の中心地に住んでおっただけですね、集落の中にあるその、墓地にはお盆くらいに、お盆に帰省するのがやっとやと。墓地のその、環境を保全するのは、なかなか難しいんで、何とかお願いできないかとか、また、先程ありましたように、核家族化して、新しい墓地を持ちたいというような方も、どんどん、いらっしゃるし、また今後、佐用町としても、交流でですね、都会から入ってくる方、いらっしゃるような方策を立てていく訳ですけども、その方に対しての墓地が、やはり必要になってくるというようなことですね、この墓地の問題としては、どうしてもやっぱし、公営でやっていかなければいけないんじゃないかと思うわけです。町長も検討はしていきたいという答弁はありましたけれども、これあの、この近くでは、上郡町も赤穂市も、やはり公営の墓地を持ってまして、上郡町等については、永代使用料、管理料、これはあの、とってですね、きれいな管理をしておって、いつでもお参りができると、ともにそれが公園化してですね、子ども連れて、そこで遊んでそこで一日を過ごすというような感じのやはり墓地を作ってるわけですけども、これ検討をしていくということでございましたんで、早急にですね、この墓地の問題についても、一つよろしく願いいたします。

以上で質問終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。

続いて、19番、森本和生君の質問を許可いたします。

〔19番 森本和生君 登壇〕

19番（森本 和生君） 19番、森本和生でございます。

私は1点だけ、佐用町の防災対策についてということで、通告いたしております。

先般、議員の研修で、新潟県の小千谷市に行政視察をしたところでありますけれども、折角の機会に参加されなかった方、また課長さん等々、おられるなかで、有意義な研修ができたので、さわりだけでも、ちょっと披露させていただいて、その研修のなかで佐用町に、どういうふうに、そういう研修の効果をあげていけるかということ、現地の本当に体験されたお話を聞かしていただいたなかで、佐用町、これから防災の予防あるいはまさか、万が一の時に、備えをどないするんかというようなことをね、ちょっと、質疑して、質問していきたいと思っております。

平成19年8月22日に、新潟県の小千谷市に行政視察をいたしました。市の職員より丁寧な、平成16年、10.23新潟県中越大地震の体験に基づき、詳細に説明を受け、また現地、小千谷市じゃないんですけども、山古志村の方に現地に連れて行っていただいて見させていただきました。小千谷市はちょうど、佐用町とおんなじような環境やなと思たんですけども、やっぱり、人口が倍あるだけに、町の大きさは相当大きな町で、大型店等も大変出店しておりました。そのなかで、ちょっと山古志村の方の山に入りますと、やはり、佐用とは全然違う、なだらかな山ではなしに、そそり立つような山に、山奥にどんどんどんどん入っていきますと、固まった家というようなことじゃないんですけども、斜面斜面に張り付くように、家が点在しており、また山古志村の元村という、村役場というような形の中にも、家が集中するようなことではなしに、張り付くような形で、斜面に張り付くような形の家が点在しておった。びっくりしたことは、テレビなんかで見て、その鯉の錦鯉の発祥の地ということらしんですけども、もういたるところに、錦鯉の看板を上げて錦鯉を育てて生計をしているような感じで、さすが、そういうところでも、やっぱり、ものすごい活力といますかね、そういう活性したところが、ちょっと見えたんです。それから、

びっくりしたんは、やっぱり新しい家が点在して、建って復興してるような感じのそういう形があるさかい、何でこの山奥にまだ家を新しく建てて住もうとしとんかなっていう感じもあったんですけども、やはり住めば都ということで、えんだろなというふうに思っております。地震の発生は、平成 16 年の 10 月 23 日、17 時 56 分。震度 7、マグニチュード 6.8 の地震が発生し、以後 1 時間以内に震度 6 強が 2 回、5 強が 4 回、5 弱が 1 回と、短時間に激しい揺れに何度も襲われて、余震が長引き、有感地震が 710 回以上あったと。死亡者は 19 人、負傷者 800 人以上、家屋の被害 1 万戸以上、避難者数約 3 万人、被害額 3,400 億円に上る被害の地震だったようでございます。地震の発生直後は、自らの命を守ること、次に家族の無事を確かめる。近所の人たちの無事を確かめ、市の職員も自ら被災をしながらも、近所周りの安全の確認や市内の状況を把握しながら、庁舎に集まった。そして、災害対策本部を設置し、情報収集等々を進めていった。それからまた、災害予防については、災害の応急対策にかかわる備えの充実、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための、平時からの備えを充実にする。いうことに心がけてきた。また住民参加による、地域防災力ということで、住民の防災に努め、地域のコミュニケーションの強化、災害が発生すれば、行政は全般的な対応に追われ、行政は頼りにならないということ、住民に植え付けるということが一番大事だったんでありますけれども、やっぱり、現実に行政が災害の直後は、頼りにならないということを実感したと言われておりました。自分たちは自分たちで守る。自主防衛が一番必要だということも言われておりました。減災のための防災基盤の整備、災害による被害を防止、最小限に抑える、防災基盤の整備が必要であるということも言われておりました。また、自助、自分のことは自ら行う活動をする、また、共助、互いにたすけあう精神による、住民主体の行動が必要である。また公助は、自助、共助だけでは解決できない問題を、行政が行う活動を進めていく。教訓として、防災訓練を全市規模で実施をしていく。また市民への PR を行うための、防災の日などの設定をしていく。災害時の行政の対応には、限界があることを PR していく。コミュニティーを大切に、ライフラインは、2 系統に 2 系統以上にするということ。また、耐震性の住宅の促進、個人の備蓄品、食料は 1 日分でよいと。トイレをどうするかという研究が必要である。また、住民等は自ら災害にそぐわないための、手段を高じるとともに、自発的な防災活動に参加し、救助非難にも住民の支援が一番大事であると。いうふうに言われておりました。まさに、そのとおりだなという感じがしました。私たちの町は、私たちの手で守る。防災ビジョン、本町の防災ビジョンの中の計画の理念で始まる地域防災計画の見出しであります。町の備えを高める。町の減災を目指す。町の力を蓄える。災害予防にかかわる備えの充実としては、やはり、本町も住民自治会、災害が必ずやってくる。明日にもやってくる。視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、意識の啓発・教育・訓練を充実する。また減災の視点にたった町構造の整備、強化をどのように進めるかということが、問題だろうと思います。また本町での災害発生直後の役割分担ということで、やっぱり、今も新潟の教訓にありましたように、公助をどうしていくんかと、共助をどうするんか、自助をどうするんか、ということも含めて、まさかの災害があった時、発生した時には、ずるずるせんと、どういうふうに対応するかということ、一番に考えていかなければならない。というふうに思います。それから、災害予防計画については、地域防災計画の職員の周知徹底といえますか、自分だけがわかっていても、皆がわからなあかんと、いうふうな感覚。それから、住民の人の周知徹底というようなことを、意識を持たしていくということが大事だと思います。一番大事なことは、災害発生すれば、公助は何の役にも立たない。自らの命は自らが守る。守る意識を住民に持たせる。住民の防災意識が人命を左右するんだと。地域の人、組織の力、リーダーが必要であるのではないか、それをすれば、かなりの人命が助かり、地域の防災力が必要になるというふうに思います。

それから、ここに、1・2・3とあげておりますけれども、今後の対応、その他について、質問していきたいと思っております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今議会での一般質問の最後であります森本議員からのご質問について、お答えさせていただきたいと思っておりますが、ご質問というより、この間の研修を、一緒に研修させていただいた、その内容、参考になること、そういうことをお話をいただきましたので、それは、私も一緒に研修させていただいて、その通りだというふうに思っており、また実際の被害にあって、対応してきた職員の話であってですね、非常にま、参考になったというふうに思っており、それを参考にですね、町としてもですね、まず、できること、また町民の皆さんにですね、そういう面での防災に対する意識をですね、持っていただくということについて、指導していきたいなというふうに思っております。どこでま、発生、いつ発生するかわからない訳でありますけれども、それを食い止めることはできませんけども、災害が、地震が発生した場合にいかに、被害を最小限に食い止めるかということ、このことが一番テーマであろうかと思っております。それにはまず、住民一人ひとりの、普段からの心構え、備えが大切でありまして、大きな被害が発生した時には、今お話のように、研修してきたように、行政の力というものは、その時にはもう、何の役にも立たない、まず自らの身を自ら守っていくということ、そういう地域力というものがですね、何よりも大切であるということであろうかと思っております。阪神大震災の例でも同じように見られた人命救助においても大半が地域住民が、相互の活動によって救助活動が行われてきたわけでありまして。このことから、佐用町におきましても、自治会を中心とした自主防災の充実、訓練等が非常に大切であるというふうに認識をしております。応急対策としては、二次災害の防止、消火活動、医療対策、交通輸送対策、避難対策、住宅の対策、食料・飲料水や物資などの供給、いろんな課題があります。そういうものをですね、全て普段から整えておくということは、非常にま、また、財政面でも困難な面がありますけれども、こういう対策についてですね、今佐用町防災計画の中にもしっかりと明記して、そういうことを普段から認識をしているということが必要かというふうに思います。阪神・淡路大震災を契機として、各自治体では、それぞれの地域防災計画を見直すとともに、防災施設の整備や自主防災会の育成など防災力の強化を進めております。大きな地震が発生した場合には、とても被災自治体だけで対応できるものではないという教訓を踏まえて、西播磨の市町では、相互に連携協力して被災市町の応急対策、応急復旧を進めるために「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定書」を締結し、広域的な防災対策も進めているところであります。この協定を踏まえて、平成19年度から災害時の連携や実践力を強化するために「西播磨地域広域防災総合訓練」を毎年実施しております。防災関係機関、ライフライン関係者、また自主防災組織など多くの住民参加のもとに、地域の特性を活かした訓練を展開しているところであります。本年は、平成16年度の台風災害をはじめとする過去の災害教訓も踏まえて、合併後の新しい課題を考慮に入れた新しい「地域防災計画」を策定いたしました。この計画により、更なる防災体制の推進と強化に努め、地域の皆さん方が、より一層安心して暮らせるまちづくりを目指して、努力をしていかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 防災のことは、よう分かつとうし、新潟行かれたときも、町長が一番になってこう、いろいろ質問されて、というようなこともあるし、それから、確かにこの地域防災計画って、この分厚いもんね、確かにちょっとええがい書いてあります。せえけども、新潟県のその職員からの話の中身の中で、このマニュアルを当然、新潟県の人当然、そういうふうな形でされとったんやけど、これよりもはみ出たところね、一番大事などこのポイントを僕ら、聞かしてもろたんかなるいうふうに思っております。これは当然、話のなかではね、こうしたらええ、こうしたらええとか、ライフラインがどうやとか、企業と一緒にってとか、というような話ありました。そやけど全部この防災計画の中に入っています。そやさかい、これはこれで、できとう思うんです。そやけど、これをいかに生かすかということが、一番大事じゃないかなと。それから、私たちが聞かしてもろた貴重な話、体験に基づいて聞かしてもろた貴重な話は、これよりも、マニュアルは通常のことなんですけれども、ポイントはここが一番大事で、一番困ったところですよとか、ここを住民にうえつけていかなあかんでという話を聞かしてもろたところが、一番の僕、収穫だったな。思うんです。町長、この防災計画を、その住民の方とは別に、公の職員の方にこういうもんを浸透して、いざ、事が起きた時には、こういう形で順序でいくんですよって言うようなことを、末端までずーとこう、頭のなかだけじゃなしに、体で覚えさしていく。僕も消防団の経験あるんですけど、消防団の放水訓練とか、いろんな形の訓練の中で、頭では分かっても、体が覚えていくようなそのシュミレーションに基づくとか、いろんなケースに基づいて、地震だけじゃなしに、水害の時、風害の時、どうするんやって、というようなことを含めてね、1つずつ、定期的に植えつけていく。あるいは、課長だけはわかつとも、先日からも議員から出ておりましたけれども、職員の末端まで、事が起きたら、この順序でいくんだよってというような形のこと、と住民のことは後で聞きますけれども、公の職員あるいは消防団、そういうような形で進めていくことはされてますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それ、防災計画という形ですと、まとめていきますと、この災害時にどういうことをしていかなきゃいけないか、それによってまあ、いかに災害の被害を少なくし、また後安心を与えていけるかと。それは、そういうことを項目ごとに、ずっと整理するとですね、そういう膨大なものになるわけです。しかし、それがですね、全ての災害にそのある程度対応できる、網羅できるものとしてしてますから、じゃ、実際に起きた災害に対して、それが全て、また逆にね、その通りでいいかということになると、いろんなやっぱし、その状況が変わった状況、また地域によってもいろんな状況が生まれてくると思うんですね。ですから、じゃ、それだけを例えば、一生懸命頭の中に入れておれば、それで準備は万端かという、そういう訳にはいかない。やはり、臨機応変に、その場にあった、行動がいかに迅速にできるか、ということではないかと思うわけです。ですから、そういう意味で、このまずは、そういう防災マニュアルというものは、これは基本的な考え方としては、今言われるように、皆、これをよく頭に入れておくということは必要ですし、それに基づいた例えば、訓練等行うことによってですね、まず慌てない。ちゃんとした対応が自分ではできるんだということで、地域としても、そういう行動ができるような、そういう、その準備ということは、これは必要だと思います。しかし、そのなかで

ですね、個々に今言われるように、一つひとつ、全部頭に入れとくというのは、それは無理な話なんですね。だから、そういう状況に合わせて、いかに行動できるか、それは、一番あそこの研修でも言われてた、なんとしても、地域力、地域のコミュニティーというのが大切です。それがあることによって、その一緒に、協力して行動することによって、パニックも起きないし、それぞれの生活に対して、皆がお互いにその力を合わせることによって、その災害を一つひとつ、乗り越えていくことができるというお話があったと思うんですね。ですから、なんと言っても、やっぱり、集落まずは家族それから近隣、そしてその普段生活を一緒にしている地域のコミュニティー集落。こういうものがね、普段からしっかりと、その強い連携を作っておくと。いうこと。そういうなかで、防災マニュアルというものをね、ある意味では、その中での一つの皆さんにも、学習として、参考にしていただいて、こういうことが必要だということのをね、考えていただく、これは一つのそういう意味でのマニュアルだというふうにも思っております。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 災害いうもんはね、やっぱりどないな災害がくるか、想定できんのんですけども、とりあえず、今言われた、これ全部網羅せえというようなこと、言いよんではないんです。そやさかいに、とりあえず、公、役場の職員なら、職員の人、消防署の人、そういう自分の責任、役割分担いうもんが、きっちり誰にもあると思うんで、とりあえず、そういうことで対応ができるということは、日頃のそういう、こういうシミュレーションだったら、こういう感じですよとか。それから復興とか復旧とかはもう、後の話なんで、それはそれで、このマニュアルどおりのことができると思う。そやさかいに、突然のヘリコプター呼ばなあかんとか、なんかいうようなことがあった時には、どうなるんだというようなことの、事があったときにはどうなるんだというような、そういうシミュレーションね、こういうケースだったらこうやと。水害だったらこうやと。ここが氾濫したら、こうやというような、そういうもんをね、当然意識をある程度持たなんだら、そのもった意識がやっぱり、役場の職員の人、一番になって、そういう意識を持っていかなあかん。それから言われた、その地域の、その地域の問題は地域の問題で、当然大事なことが、一番地域が大事ですよということを、僕、頭から離れんのですけども、地域の話はまた、後にするて言うたんですけども。やっぱり、町長は、町長、責任としても、その、役場の職員ね、とりあえず、役場の職員に、防災意識をきちっと持たしていきっていく、植え付けていくっていうことは、事あるごとにね、そういう考え方を、植え付けていってもらいたいなと。それから、もう一つは、町長ばかり言うわけじゃないんですけども、大変ですわ。町長、一昨日からみとって、9 割くらい、町長、答えよってですわ。そやさかいに、ほんまに大変なんやけども、もっともっと、この件に関してはね、防災のこと、町長が来たら、段取りができて、いろんな形で、こういきます。ああいきます。いうて、役割分担ができて、それで本部を設置してって言うような形のね、考え方をしていかなんだら、町長、陣頭指揮で、ああせえこうせえというような事では、そりゃ大変ですわ。そやからとりあえず、そういう役割分担も含めてね、備えを万全にしておいた方が、おいておかなんだらあかんっていうことを、僕は言いよう訳で、全部がマニュアルどおりに頭の中に入れてどうこう、職員動かせというような、話じゃないんで、当然その辺だけは、自分たちの町は自分たちで守るといことなんやさかいに。町の職員は、全般の町のことを守ってもらわなしょうがないんです。それから、地域の人には地域の人が、守っていかないと話なんで、その辺の、まあいう職員教育言いますか、職員の防災意識を高めるといことは、町長、やってもらいたいなと思う。

町長（庵逄典章君） そこにもですね、防災計画の中にも、ちゃんとやっぱし役場の職員の責務、行政の責務というものがあるわけです。それを、当然私一人ができるわけじゃない。役場の組織として、総合力で対応していかなくちゃいけないということで、それぞれ防災時の、災害時のですね、緊急体制というものを明記しておりますし、当然、その早く対応していくためにはね、迅速でかつ的確な対応していくためには、組織がいかに、有効に活動していくかということで、そういう意味でも職員みんなが、このことを十分にこの計画とまた、災害時での、まず何を自分が何を行動すべきか、次に自分の役割が何かということをおね、しっかりと身につけて、普段から意識し自分のものとしていくと。おるということ。準備しているということ。このことは、十分に教育もしておりますし、指導もしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） 私もあの、小千谷市に研修に行くまではね、どないいうんか、気持ちの上でも、そんなことあるわけない。佐用、山崎断層、山崎断層いよって、佐用はそんなことあれへんて。というような気も半分あるという気持ちであったんですけども、確かに、災害は必ずやってくるっていう、地域防災計画に書いてます。必ず間違いなしにやってくるっていう意識の上にたってね、考えていかなあかんなど。必ず言うて、これ書いとんですわ。必ず、災害は来るんです。明日中に来るって、災害は明日にも来るって。まさにその通りなんで。その防災の意識事態が、僕だけがちいと、薄れとったんかな。皆も薄れとったんじゃないかなっていう思いします。それから、町民の住民の人にも、防災意識が薄れないうちに、また呼び起こす。薄れないうちに、呼び起こすというような形で、向こうの説明の人とも言われとったように、定期的にな、そういう意識を高めるような、そういう防災の行事、住民と一緒にやるとやる行事、シミュレーションに基づいて、水害の、今年は水害のこと、今年は、地震のことというような形のなかでね、周期的に、住民意識を高めるとうことは、大事ですよって言われてました。そういう計画を持ってないですか。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（山口良一君） 災害に備えてですね、職員として、昨年も 1 回ありました。今年も 1 回ありましたけども、体制としましては、職員の配備計画を作りまして、それは 2 回招集した、その経過を踏まえてですね、反省点なり検討、それにつきましては、充分検討しておりますし、配備計画につきまして、これは毎年、更新、職員の異動とか退職、そういったものがありますから、職員それぞれですね、自分の役割というものを、充分認識していくようにしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） この中にもね、台風 21 号、平成 16 年の教訓の発信と警鐘、台風 21 号、16 年の水害のことなんですけれども、平成 16 年の台風 21 号による災害を教訓と

し、その適正な情報管理と啓発活動への活用、住民への周知徹底による後世への警鐘を図ることと共に災害の未然防止対策を確立し、住民への周知を図るってというようなこと、書いてます。2行と3文字、これ教訓の発信で、16年の台風21号の教訓の発信言うたら、これくらいのことで済むんだろかなと思うんやけども、16年の教訓を生かされて今、いくようなことは何か、行われてますか。ただ、大川の堤防を治していくってというようなこと。排水ポンプつける。ってというようなこと。それ意外なことは何か、町長。やってますか。活かしたこと。

〔副町長 挙手〕

副町長（高見俊男君） さきほども、ちょっと手を挙げたんですけども、あの、森本議員の言われてることと一致するかどうか、分かりませんが、今も住民課長が答弁しましたように、そういった16年の、そのことの教訓を踏まえてですね、少し前にもですね、今言われた、排水ポンプ、町のここにもございます。上月には2箇所ございます。それらを関係課の課長、あるいは、その担当者のそういった所へ、全部連れて行ってですね、作動を確認したり、機器について、どういうふうになってるかということもいたしました。それから、特にこういったところの、非常にね、水害なんかについて、特に大体想定はできますから、そういったところにも、現地に足を運んでですね、こういったこの疑義があるか、あるいは、どういう体制にするかといったことも含めてね、管理職、あるいは、その職員も交えて、そういうことも行っております。やはり、そういったことを、平日頃からやっておかないと、今の16年度、教訓というよりも、これから非常にやはり、16年に遭われた方に災害に遭われた方については、やはり非常に、気持ち的にね、やはり相当神経質になっておられますね。そういうことも、管理職に厳しくそういうことをね、通常の見方だけじゃなしに、常にそういった、よく言われる危機管理というんでしょうか。そういう気持ちをもって対応するように、指導させていただいております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） これ、町中のことばかり、言うようなんですけども、台風21号の時に、非難場所として、そこの体育館、非難場所になってました。確かに水が引いて、後の非難場所だったらええんですけども、水害のときには、非難場所には避難出来ないと。いう状況が体育館だったんです。ここにもう、水害のときに非難する場所として、体育館また書いてます。非難場所、小学校。それから、その体育館。水が出た時に、あそこへ非難せえいうたら、危険をさらすようなもんで、そういうことができなんだんやけど、そういう検証が、どないして生かすんかなと思うんですけども。前回町長はそら、高いところ逃げたらえんやという話あったんやけど、確かに高いところへ逃げたらえんやけども、非難する場所として、300人収容できますよっていう、それは水が引いた後にはね、当然300人行ってもいいんですけども、ここまで、腰まで水がくるようなところ、道がなかったんやさかい、道が全部埋まってしもとったさかいに、その辺のこの非難場所は、そういう場合にはここですよ。そういう水がここへ出たときにはこっちの非難場所に逃げてくださいよとか。また、小学校の方に、この町内の人、あの橋を渡っていくんは、余計、危険なことやし、行けんってというようなこともあるさかいに、一つの避難場所、ここですよと。ここが危なかったら、ここですよと。というような、そういうことも当然、こういう防災計画

の中にね、入れといってもらたならなと思たんですけどもね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 防災計画は、水害だけでなくですね、地震とかその他の災害、風の災害とかですね、いろいろとあります。全てですね、災害に全部が同じように対応ができる訳ではないというふうに思います。だから、その時にね、やっぱり、きちっとそういう経験を踏まえて、いかに指示をしその住民の安全を図っていくことができるかということだと思えます。だから、それは一つの災害を経験してきた、踏まえた上でのやはり、これからの対応、適切な対応につなげていくということだと思えます。ですからまああの、今言われますように、私も前回のこの、災害の時に非難をしていただいた。避難場所、別にここまでね、体育館のところにあんな、水が入ってる時に、逆に非難することが体が危険だったと。その家の災害、家が流れて行くようなですね、そういう危険があれば、それは、それぞれ高いところに非難をしていただくという、そういう誘導なりをしなきゃいけないわけですけども、実際に例えば、床下、床上浸水ぐらいで、水がその堤防が切れるとかですね、そういう判断が無い。そういう危険な状態でない形で水が入ってきたような時にはね、決して避難地にみんなを非難していただくという事よりか、家に留まって、その確認をしていくという事の方がですね、良かったと。そういうことも一つの教訓として考えていかなきゃいけないと思えます。ただ、これからですね、今そこには書いておりませんが、課題としては、当然そういう非常にまあ、危険な時に、どこに非難をするか、当然、平地の所においては、どこに避難しようとしてもですね、実際に、その同じように、その水が出て、そこへ非難するためには、その道路なり、今言われる通路、行く経路がみんな水に浸かっているというような状況のなかでね、避難場所そのものがですね、例えば、こういうしっかりと、建物の2階にするとか、そういうような考え方をしていかないと、実際非難する場所はないわけです。それから今言われるように、橋の問題なんかについても、危険なところを通過して非難すること自体が、非難しながら災害に遭ってしまうというようなことが起こりうる訳です。ですから、もう少しですね、きめ細かな非難場所というものをね、設定をしていくという考え方をしていかないと、行けないと思えます。こないだの小千谷市なんかの例を見ててもですね、聞いてても、その非難場所というのは、市で広くここですよという、大きな非難場所というのものもある訳ですけども、やはり、住民、地域のみなさんが自主的に自分たちの非難場所というのをよく考えて、そこに非難をして、そこで対応をしてきたと。そういう所は逆にきちっとね、よくそのいろんな意味で、対応ができてきたと。いうふうにお話もありました。そういう事で、やっぱり、地域のできるだけ、皆がお互いに連携して、一緒に行動ができるようなね、なかでの、やっぱりそういう場所というものをね、どこにするかということも、地域の皆さんと一緒に考えて、まあその普段から作っておくということ。そういうことが大切だなと思っております。そういう意味でね、またその、防災計画の中に、そういう細かいところまでできてない。そのことを逆に皆さんで、話し合っていたらこうという、事の一つのきっかけにさせていただければと思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19番（森本和生君） まさにね、その通りで、今言われたように地震の場合も、水害の時

もいろいろありますよということなんやけど、この防災計画の中には、水害のところに、その非難場所として、その体育館書いてますので、今、言うただけです。当然私だったて、そら、地震の時はそらそこへ水が関係なかったら、逃げりゃええっていうことありますけど。水害のところに、非難場所として書いてあるんで、そう言うた話で、当然今も話さしてもらいようように、いろんなシミュレーションがあると思うんです。こういう水害の時には、ここは危険ですよと。まだ2階のある家だったら、2階におる方が、まだ安全なんですよと。そこで待機しとってくださいって言うようなことの、非難勧告やさかい言うて、あの時は、職員がみな言うて回って、体育館に避難してください。非難してください。言うて、職員が1回来たおもたら、また、次の後ろの職員も言うて、そら、手厚い非難勧告をしてくれたたんやけども、皆はまあ、年寄りの人はそれ聞いて、行く人もあったし、いや、これだったら大丈夫やさかいに、2階へ上がるとれ、いう家もあったと思うんやけども。そういうことのシュミレーションね、やっぱり、訓練したら、そういうことがわかるし、あれはあかなんだなということ踏まえて、次はこうしようってことになるさかいに、当然意識を高めていくということと、こういう場合は、こういうケースはこうや、こういうケースはこうやっていうようなことを、当然減災いうこと、言われとんやさかいに、次の災害を引き起こさないということにも、つながっていくと思う。そやさかい、その辺の事はね、当然町長も今、言われたように、分かっておられるんで、当然、役場の職員に対する、その発生した時にどう対応するんだということについても、やっていただきたい。それから、一番大事なんはやっぱり、住民の意識、周知徹底、災害の時に、住民の人には、そういう周知徹底するって、事が起きる以前に、やっておかなあかんことが、たくさんある。また当然、話のなかでもあったし、防災計画にも書いてある。まさその通りなんやけども、この計画の中身いうもんが、住民に周知徹底して行って、やっぱり、とりあえず、自分の命は自分で守ってください。事が起きた時には、役場はそんなに頼りになりませんよということを意識づけていくということが大事ですよっていう、話もされてました。そやさかいに、当然、この中にも書いてます。そういう事を、住民に意識を植え付けていくということは、これ一番大事なことで、とりあえず、自分それから家族。それから周辺の、いろんな年寄りの方、周辺の人助けに行くと。いうようなことの段階になっっていくと思うんですけれども、そういう意識がね、なんかあったら役場が、町が助けてくれらあっていう意識が、住民の人には相当あると思うんです。そやさかいに、その辺の事を、きちっと周知徹底が、今まちづくり協議会とか、いろんな協議会のなかで、自分たちの町のまちづくり、協働のまちづくりするんだというなかで、防災意識も高めていく。いう話は、されてますか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長ですか。

まちづくり課長（南上 透君） あの、地域づくり協議会のなかでは、その地域の課題というなかで、防災意識のことに努めるという活動は、それぞれされてます。そういう組織も結成もされています。そのことは、うちからの指導ということもありますし、住民課の関係で、防災防犯のことでの連絡等もいってありまして、それによって結成されているんもあります。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 住民に周知徹底されとうっていうことあるんですけども、区長さんには言われとんだらうけど、住民の人には、当然徹底がいかなんだら、そういう努力をしていきようという段階ですか、今。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今、まちづくり課の方がね、課長が話していただきましたように、まず、この佐用町の今、大きく合併した後の、地域づくりをいかにやっていこうかと、それはやはり、地域コミュニティを再構築して、しっかりとまあ、地域の特性を生かしてですね、いろんな自分たちのやっぱし、生活環境というものを、よくしていこう、また、地域を守っていこうという活動のために、地域づくり協議会と。だから、地域づくり協議会の課題というのは、当然まあ、そのいろいろなたくさんの課題、地域の生活全ての問題がかかわっているわけですけども。そんななかにあっても、安全安心というのは、一番大きな課題な訳です。そういうなかでの、災害ということに対する問題も当然、地域づくり協議会の中で、皆が話しあっていただく課題です。だから、それを今、そういう話あっていく組織を作り、また、その機会をつくりですね、まあ今、そういう協議会が活動を始めているということですから、ですからそれがね、どの段階で、もっととんとんと、その話が進んでいる地域もあるかもしれませんし、まだ十分にまだ、活動ができてない地域もあるうかとは思いますが。しかしまあ、それを全協議会、地域のなかでね、佐用町のなかで、皆が同じようなレベルまで達せるようにですね、活動していただくように、今、一緒になって活動指導していると。いうそういうふうに、ご理解をいただきたいと思えます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 確かにね、この問題、ものすごう、頭のどっかへ忘れてしもとうようなことないけど、ほんまが一番大事なことでね、地域づくりを本気で一生懸命したて、命までは取られへん。取られるようなこと、命の問題についての地域づくりの話、いうようなもん、まず、ないんですけども、ほんとに忘れてしまうんやけども、一番大事な命の問題がかかわってくる。この災害防災の問題っていうことをね、やっぱり、事あるごとにね、地域の住民にも植え付けてもらう。いうこと、ほんまに大事な事やなって。命にかかわることなん。自分の命、自分で守ってくださいよ。それを言うだけでもね、ほんまに見直してもらえんっていうか、自分は自分で守らなあかんのやなど。家族も自分で守る。とりあえずは守らなあかんのやて。その後の話はまた別なんですけども。とりあえず、事が起きたときには、自分・家族・周辺っていうような形の中で、一番地域のコミュニケーション、コミュニティーとか、いろんなことが大事ですよっていう、基本が僕は、そこになかったら、あかんし、あるべきやなって思えます。あんまり、過敏なね、地震が来るでとか、災害が来るでとかいうて言う必要はないんですけども、必ず災害は来るって事は、まあ、間違いないって思うんです。その時には右往左往しない。っていう事の植え付けは、一番、必要なんやなあって。それから、も一つは、その言われとったんは、地域の人がない言うんか、その、山古志村も何日も通信が途絶え、それから連絡取れないっていうようなことについても、感心したんは、その集落の人が何人が寄って、ビニールハウスの中

で生活したり、自分らで煮炊きして食べ物食べたり、あるもん持ち寄って生き延びてもらうとったと。そやかに、そういうことは間違いなしに阪神大震災の震災の、大きい震災あったんですけれども、あの新潟の山古志村の現状見さしてもらたらね、佐用と地形がよう似たとこなんで、集落が孤立したり、何軒かの家が孤立したときでも、そういう形で公のもんが、助けに行かんでも、ちょっと、皆で地域の人々がまとまって生活をして、助けを待っておったというようなことを含めたらね、やっぱり一番大事なことちゃうかな。それから、地域のリーダー、あるいは地域のそういう形で、冷静に受け止めてもらえるような人の、コミュニケーションが一番大事なんだと言う事、何回も言われておったんです。そやかに、そういう事で、町長、これ一つのあれなんですけども、やっぱり食べもんなんかはね、田舎のことやそかに、何かして、火をつけて食べることはできるような状況はあると思うんです。何日も食べるもんがなかった、飲みもんがなかったというようなことは、まず、ない地形の、私たちの町なんですけども。その意識を高揚するために、1日分くらいの非常食みたいなもんを、全戸に備えとってくださいよ。乾パンだったら、乾パンみたいなもんを、一人に3つの缶缶とか、2つの缶缶とかいうもんを、町から配布しますよというようなことを、一つ含めてもね、防災意識が高まるんだなって。いうふうな感覚を持ってもらえる。そういうまちづくりをしていく気はないですか。これは、一つの例やさかい、それをせえ言いよんじゃないですよ。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） もうあの、私らがね、答弁すべきことを、こういうことだということ、その通りなんですよ。だから、そういうことはもう、その意識をね、植え付けるといふんじゃなくって、行政はこういう意識を皆さんがもっていただくことは、これはもう、既に持っておられるんですよね。これまでも、過去にもそういう地域っていうものは、しっかりと、地域が守ってきた歴史があるし、ただ、そういう事が今、この時代のなかで、薄れてきてる部分がある。そういう事をもう一度ね、やはり、見直していこうというのが地域づくり協議会というなかでの、テーマだというふうに思っております。ですから、地域コミュニティがいかに大事かというようなこと、誰も分かってることですから、この事を、更に、いろんな活動を通してね、新たに認識をし、またその昔のような、やっぱり、地域の人々が皆お互いを助けあっていけるような地域づくりをしていく。その事によって地域がよくなるとうい、良くしていこうという取り組みをしてるんで、それはもう何もいろいろと言う必要のない、説明をする必要ないということだと思っておりますけども。あと、その防災意識をね、持つという中で、いろんな取り組みがあると思いますけども、唯一つの取り組みの中で、じゃ、町は何をするのか、防災対策はどうかというですとね、すぐに、その機材とか、防災用の今言う非常食を置くとか、マット、水を備蓄するとかですね、そういうふうなことをやれば、それが一つの防災対策だというふうになっちゃう部分があります。だから、それは違うんだと。だから、ほんとに必要なことを、やっぱりやっていかないと、この間の小千谷市でのお話のなかにもですね、備蓄してある非常食、これ、後から私、使いましたかといったら、ほとんど使わなかったと。それは何故かという、先程言うたように、すぐの時には、災害が発生して24時間、ここは、ほんとに、その行政が、そういう、その備蓄したものを配ったり、準備したりという、そういう事は、なかなかできないんですね。実際それは、今言われるように、地域のなかで、自分たちの食料というのは、既に、もう今の時代、どこの家にもある程度の食料がある訳です。1日分くらいはどこにも、そんな乾パンを置いていたりなんかせんでもある訳です。後、2日目からは、もうすでに、特に地震というのは、災害区域に限られてますから、周辺から、いろ

んな、そのもう、今の時代、いくらでも食料というのは豊富にある訳ですから、物資が、応援物資が来るわけです。後もう、3日目くらいからは、それが来すぎて、それにどういうふう処理するかということが、例えば、行政の一番大きな逆に仕事とか、その負担になる仕事だと、いうことなんですね。確かに孤立した所、全然連絡取れなくて行けなかったと。5日間くらい全然、入れなかった村があったという話がありましたね。そういう所は、先程言われたように、ほんとに逆にしっかりとした集落としての、そのコミュニティーがありますから、皆がお互いに分担して、ちゃんと整然とした行動を取ることで、皆でその食事を作ってですね、もう、ほとんど全く混乱がない、パニックがない状態だったというお話でした。だから、そういう、この防災対策にとって、最小限の、そういうその備蓄とか準備とかいうことは必要なんですけども、ほんとにそういう経験を生かしてそれ以上のね、これやっぱりお金もかかることですから、不必要なことは必要ないと。いうようには思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19番（森本和生君） 当然、町に備蓄するとかね、そういうなんは、今言われるとおりで、何日分も町で必要、備蓄するというようなこと必要ない。各家庭にね、当然、家庭は家庭、自分は自分らで守ってもらうということのなかでね、自分たちで備蓄は当然、してもらうということ。その何を備蓄するかというようなこと、言わなくても分かってもらえると思うんです。町は今言われるように、町長の意識として、それはもう、住民の人はそのつもりでしとってですがな。という事、言われとんですけども。僕はそこまで、意識が高まってないというか、意識が充実してないっていう感じがします。そやかいに、事あるごとにここに、計画の理念、というような形で書いとう、私たちの町を私たちの手で守るんだという事、ええこと書いてますわ。備えを高める。災害は必ずやって来る。災害は明日にもやって来るって。そやさかいに自分たちは自分たちで守ってくださいよと、いう考え方のね、そういうパンフレットだけでもね、また、送って、そういう地域の防災の意識を高める。年に1回くらいは、そういう訓練をするとか、こういう場合には、こういう非難はこうですよとか。そういう意識を住民の人に植え付けていくんも、やっぱり、行政の仕事だろうと。いうふうに思います。まああの、時間が来ましたので、早急にどうこうということではないんですけども、ほんまに大事な事ですので、私たちも忘れかけとったようなことを、当然、ほんまに命にかかわることなんで私たちも住民の人には、事あるごとには植え付けていきたいなと思っておりますんで、華美な、多くの備蓄どうこう、備えをして住民の不安をあおるといようなことじゃなしにね、そういうことがあった時には、右往左往せんと、冷静に、こういう形で自分を守ってくださいよっていう意識はね、事あるごとに高めていただきたいな。と思います。終わります。

議長（西岡 正君） 森本和生君の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終わりました。三日間に渡りまして、16名の議員から、41項目に渡り、真剣に質問をしていただいた訳でございますが、当局におかれましては、真剣に答弁いただき、ほんとにありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会等、開会のため、明日9月15日から10月4日まで、本会議を休会したいと思います。それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は来る 10 月 5 日、午前 10 時より再開いたします。

そしてまた、10 月の 5 日につきましては、クールビズについては 9 月一杯ということになっておりますので、10 月の 5 日は、服装について、一つ、ご理解いただきますようお願いいたします。それでは、本日、これをもって散会をいたします。大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 52 分 散会
